

動産総合保険受付について

動産を対象とし、すべての偶然な事故による損害に対して補償する保険です

1. リース保険金請求書類一覧

| | ①火災 | | ②破損 | | ③盗難 | | ④落雷 | | ⑤風水害 | | 備考 |
|-----------------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|---|
| | 全損 | 修理 | 全損 | 修理 | 全損 | 修理 | 全損 | 修理 | 全損 | 修理 | |
| 保険事故通知書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1契約につき1通必要になります。 |
| 修理見積書 | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | 修理代総額のみではなく、修理内容の詳細が分かるものをご提出ください。 |
| 修理不能理由書 | ○ | | ○ | | | | ○ | | ○ | | 原則、販売店(メーカー)発行の修理不能理由が明記されたものをご提出ください。 |
| 損害物件の写真 又は写真不添付理由書 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | 写真は、被害物件すべての全体および被害箇所が分かる写真を複数枚ご提出ください。 「写真不添付理由書」は、写真提出ができない場合にご提出ください。 |
| り災証明書 | ○ | ○ | | | | | | | | | 原則、原本をご提出ください。 |
| 警察受理番号 | | | | | ○ | ○ | | | | | 届出警察署名・受理番号・届出年月日を必ず「保険事故報告書」にご記入ください。 |
| 落雷証明書 | | | | | | | ○ | ○ | | | 落雷証明書が入手不可な場合、気象庁HP気象データ・新聞記事等落雷の事実を確認できるものでも可 |

*場合によっては修理見積書、修理不能理由書の両方を添付していただくこともあります。

【注意事項】

※保険金請求書類に不足がありますと保険金の請求ができません。

※落雷事故について

電話機およびセキュリティの全損事故の場合は、事故物件を当社指定の場所へ返還していただきます。

※その他事故について

すべての事故において、**偶然的な事故**に限ります。

保険対象となる主な事故

上記①～⑤

車のとび込み、輸送中の事故、破裂・爆発、 など

保険対象とならない主な事故

故意、重過失による事故

故障・自然の消耗・摩耗・さび・変色・虫食い・ねずみ食いによる損害

地震・噴火・津波による損害 など

2. 保険事故の受付について（注意点）

- 「保険期間」は、リース開始日から満了日までとなります。
ソフトウェア及び再リース期間については付保されません。
- 保険の受付可能期間は事故日より2年以内となります。
- 事故日から3ヵ月以上経過した事故受付は、「**事故通知遅延理由書**」をご提出ください。
- 全損（修理不能）の場合
 - ・リース契約は解除となり、保険会社から支払われた保険金を解約金として充当します。
解約金が保険金を超えた場合の不足金については、お客様のご負担となります。
また、保険申請から保険金確定までには概ね1ヵ月程度のお時間を要します。
確定までのリース料は、引き続きお支払いをお願いします。
- 修理可能の場合
 - ・保険会社から支払われた保険金を上限として修理代金のお支払いをします。
修理代金が保険金を超えた場合の差額については、お客様のご負担となります。
 - ・事故の損害金額が1万円以下の場合には保障の対象となりません（免責1万円）
 - ・修理代金をお客様が立て替え、保険金をお客様にお支払いする場合は、修理会社の領収書等のご提出をお願いします。